



学校における食育の推進

初等中等教育局 健康教育・食育課

山上食育調査官

令和4年度 健康教育・食育行政担当者連絡協議会

学校における食育の推進

文部科学省 初等中等教育局
健康教育・食育課 食育調査官 山上 望



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

今日のメニュー

- 1 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題
- 2 関係法令等
- 3 栄養教諭
- 4 学校における食育の推進
- 5 中学生用食育教材



MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2

今日のメニュー

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

3

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題

食は人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないもの

健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するもの

食に関する指導の手引-第二次改訂版-(文部科学省)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題

急速な経済発展や新型コロナウイルス感染症などの影響によって、食を取り巻く社会環境が大きく変化

- ・食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進行
- ・国民の意識の変化とともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面が増加

〈子供に対する食生活の乱れや健康に関して懸念される事項〉

- ・偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ
- ・肥満や過度のやせ
- ・アレルギー等の疾患への対応
- ・増加しつつある生活習慣病と食生活の関係など

食に関する指導の手引-第二次改訂版-(文部科学省)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

5

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題

〈成長期の子供への食育〉

- ・健康な心身を育むために欠かせないもの
- ・将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもの

生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うことを目的

栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく食の自己管理能力の育成

食に関する指導の手引-第二次改訂版-(文部科学省)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

6

1 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題

食に関する問題は、言うまでもなく家庭が中心となって担うものです。家族一緒に食事は、家庭教育の第一歩であるとともに、大切な家族のコミュニケーションやしつけの場でもある。他方、核家族化の進展、共働きの増加などの社会環境の変化や外食や調理済み食品の利用の増加などの食品流通の変化等を背景として、食生活の在り様も大きく変化しつつあり、保護者が子供の食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきていることも現実です。



子供に対する食育は家庭を中心としつつ、学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。栄養教諭が中核となり食育推進体制を確立し、学校・家庭・地域が連携して、次代を担う子供の食環境の改善に努めることが必要です。

子供に望ましい食習慣を身に付けさせることは、次の世代の親への教育であるという視点も忘れてはなりません。

食に関する指導の手引-第二次改訂版-(文部科学省)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

7

今日のメニュー

2 関係法令等



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

8

2 関係法令等

食育基本法

食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために成立。

○食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。

○「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。

○食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年、令和3年)

○地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成。

2 関係法令等

第4次食育推進基本計画

基本的な方針(重点事項)

国民の健康の視点

<重点事項>

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

社会・環境・文化の視点

<重点事項>

持続可能な食を支える食育の推進

連携

横断的な視点

<横断的な重点事項>

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

2 関係法令等

第4次食育推進基本計画

【推進内容】

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校、保育所等における食育の推進
- 3 地域における食育の推進
- 4 食育推進運動の推進
- 5 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 6 食文化の継承のための活動への支援等
- 7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

2 関係法令等

第4次食育推進基本計画

【学校、保育所等における食育の推進】

- 栄養教諭の一層の配置促進
- 学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働
 - (1) 現状と今後の方向性
 - (2) 取り組むべき施策
 - (食に関する指導の充実)
 - (学校給食の充実)
 - (食育を通じた健康状態の改善等の推進)
 - (就学前の子供に対する食育の推進)

2 関係法令等

学校給食法

昭和29年制定。

学校給食の根拠法。

平成20年1月 中央教育審議会答申を受け、平成20年6月に大幅改正（平成21年4月1日施行）

第1条 目的

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

2 関係法令等

学習指導要領

【告示】

幼稚園教育要領

小学校学習指導要領

平成29年3月

中学校学習指導要領

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

平成29年4月

高等学校学習指導要領

平成30年3月

特別支援学校高等部学習指導要領

平成31年2月

2 関係法令等

学習指導要領

(1) 学校における体育・健康に関する指導

学習指導要領における食育の位置付け

第1章 総則 第1小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

< >内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。

2 関係法令等

学習指導要領

「食に関する指導の全体計画」の位置付け

「教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。」

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領

第1章総則第5の1のイ

特別支援学校学習指導要領第1章総則第6の1(2)

高等学校学習指導要領第1章総則第6款1のイ

3 栄養教諭

3 栄養教諭

制度の創設

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成17年4月から新たに栄養教諭制度が開始。

栄養教諭は、管理栄養士又は栄養士の免許を有しており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教師。その専門性を十分に発揮し、特に学校給食を生きた教材として有効に活用することなどによって、食に関する指導を充実していくことを期待。

3 栄養教諭

職務

(学校教育法第37条13項) **栄養教諭**
「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」
(中学校は第49条、特支は第82条準用規定)

(学校教育法第37条11項) **教諭**
「児童の教育をつかさどる」
指導の計画から評価の責任者として単独で指導ができる

「栄養教諭は学級担任や教科担任等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行う」
教育をつかさどる教諭の作成する指導計画に基づく一連の指導の一部を単独で実施することは可能であるが、栄養教諭が単独で授業を行うためには、教育免許法第3条の2第2項特別非常勤講師の届け出が必要である。

3 栄養教諭

職務

学校における食育の推進

